

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人HARAKENZO WORLD P ATENT & TRADEMARK 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒530-0041 日本国大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル		発送日 (日.月.年) 13.02.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 17R01225		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/043395	国際出願日 (日.月.年) 04.12.2017	優先日 (日.月.年) 27.12.2016	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04Q9/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) シャープ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 02.02.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 永田 義仁	5 J 3 4 5 9
		電話番号 03-3581-1101 内線 3534	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-5, 8-12	有
	請求項	1, 6, 7	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-12	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-12	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2008-131504 A (船井電機株式会社) 2008. 06. 05, 段落 [0 0 1 2] - [0 0 1 8]、[図1] (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2007-88753 A (シャープ株式会社) 2007. 04. 05, 段落 [0 0 1 0]、[0 0 1 4]、[0 0 3 3]、[0 0 3 9] - [0 0 4 3] (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 11-18170 A (丸山 朋美) 1999. 01. 22, 段落 [0 0 1 5] (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2011-64004 A (オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社) 2011. 03. 31, 段落 [0 0 1 2]、[0 0 1 8]、[0 0 9 9] - [0 1 1 4]、[0 1 6 8] & US 2011/0063096 A1, 段落 [0 0 1 4]、[0 0 2 4]、[0 1 1 2] - [0 1 2 7]、[0 1 8 1] & DE 102010000209 A1 & CN 102022039 A
- 文献5 : JP 2011-72017 A (株式会社東芝) 2011. 04. 07, 段落 [0 0 5 3] - [0 0 5 8]、[図8] (ファミリーなし)
- 文献6 : JP 2013-179446 A (シャープ株式会社) 2013. 09. 09, 段落 [0 0 1 5] - [0 0 2 4]、[0 0 8 1] - [0 0 9 1]、[図1]、[図12] & WO 2013/128999 A1
- 文献7 : JP 2011-228860 A (シャープ株式会社) 2011. 11. 10, 段落 [0 0 2 2]、[0 0 5 1] - [0 0 5 4]、[0 1 5 0] - [0 1 5 3]、[0 1 6 1] - [0 1 6 6]、[図15]、[図16] & US 2011/0254723 A1, 段落 [0 0 2 3]、[0 0 6 7] - [0 0 7 1]、[0 1 6 6] - [0 1 6 9]、[0 1 7 7] - [0 1 8 1]、第15、16図 & EP 2378497 A2 & CN 102223438 A

補充欄に続く。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により、新規性、進歩性を有しない。

文献 1 には、テレビジョンに備える電源ボタンで電源がオンになるテレビジョンであって、リモコンに探索信号を送信する送信部とマイコンとを備えており、電源ボタンにより電源がオンになった場合に、送信部を介して、リモコンに対して所在を通知させるための探索信号を送信するテレビジョンの発明が開示されている。

請求項 2 に係る発明は、文献 1 と、国際調査報告で引用された文献 2 とにより、進歩性を有しない。

電気機器が、リモコンによる操作がない状態において一定時間経過した場合に電源をオフすることは、例えば、文献 2 に開示されているように周知の技術である。

請求項 3 に係る発明は、文献 1、2 と、国際調査報告で引用された文献 3 とより、進歩性を有しない。

電気機器が、人感センサにより、電源をオンすることは、例えば、文献 2 に開示されているように周知の技術である。

電気機器が、タイマにより、電源をオンすることは、例えば、文献 3 に開示されているように周知の技術である。

請求項 4 に係る発明は、文献 1、2 と、国際調査報告で引用された文献 4 とにより、進歩性を有しない。

文献 4 には、リモコンを探索するにあたり、ユーザは、音声認識や画像により、リモコン探索要求を行うことが開示されている。

文献 1 に開示された発明において、文献 4 に開示された発明を適用し、音声認識や画像により、探索信号を送信することは、当業者にとって容易である。

なお、画像による命令としてジェスチャは文献に挙げるまでもなく周知である。

請求項 5 に係る発明は、文献 1 - 4 と、国際調査報告で引用された文献 5 とにより、進歩性を有しない。

文献 5 には、制御装置から携帯機に探索信号を送信し、携帯機による報知を行わせるシステムにおいて、携帯機において操作がない状態で所定時間経過した場合に、制御装置は携帯機に報知を停止させる停止信号を送信することが開示されている。

文献 1 に開示された発明において、文献 5 に開示された発明を適用し、リモコンにおいて操作がない状態で所定時間経過した場合に、テレビジョンはリモコンに所在の通知を停止する停止信号を送信することは、当業者にとって容易である。

補充欄に続く。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項6に係る発明は、文献1により、新規性、進歩性を有しない。

文献1には、テレビジョンに備える電源ボタンで電源がオンになるテレビジョンと、テレビジョンを操作するリモコンとを備えるシステムであって、テレビジョンは、リモコンに探索信号を送信する送信部とマイコンとを備えており、電源ボタンにより電源がオンになった場合に、送信部を介して、リモコンに対して所在を通知させるための探索信号を送信し、リモコンは探索信号を受信して所在を通知する通知部を備えているシステムの発明が開示されている。

請求項7に係る発明は、文献1により、新規性、進歩性を有しない。

文献1の段落[0017]によれば、通知部は音や光により所在を通知することも開示されている。

また、請求項7に係る発明の選択的事項である「振動」による通知については、文献1に開示された発明において、どのような通知を行うかは、当業者が適宜選択する設計的事項に過ぎないから、振動による通知を行うことも当業者にとって容易である。

請求項8、9に係る発明は、文献1と国際調査報告で引用された文献6とにより、進歩性を有しない。

文献6には、映像表示装置から呼出信号を受信すると呼出動作を実行するリモコン装置において、リモコン装置の操作が行われた場合や、一定時間が経過した場合に呼出動作を終了することが開示されている。

文献1に開示された発明において、文献6に開示された発明を適用し、リモコンの操作が行われた場合や、一定時間が経過した場合に、通知部が所在の通知を終了することは、当業者にとって容易である。

請求項10に係る発明は、文献1、4と、国際調査報告で引用された文献7とにより、進歩性を有しない。

電気機器が音声やジェスチャを取得してサーバに送信し、サーバが音声やジェスチャに対応する指示を電気機器に送信して、電気機器が当該指示に基づく制御を行うことは、例えば、文献7に開示されているように周知の技術である。

文献1に開示された発明において、文献7に開示された周知技術を参酌して、文献4に開示された発明を適用し、テレビジョンが音声やジェスチャを取得してサーバに送信し、サーバが音声やジェスチャに対応する指示を電気機器に送信して、電気機器が探索要求を行うことは、当業者にとって容易である。

請求項11、12に係る発明は、文献1と、国際調査報告で引用された文献8とにより、進歩性を有しない。

指示の有無を問い合わせたうえで、指示を受信し、指示に基づく動作を行うことは、例えば、文献8に開示されているように周知の技術であるから、文献1に開示された発明において、リモコンが指示の有無を問い合わせた上で、探索の指示を受信し、所在の通知を行うことは、当業者にとって容易である。